

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムにおいて、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図るとともに、普及啓発を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) 普及啓発事業

電子マニフェストの普及促進を図るため、自治体の協力を得てブロック別、業界別に説明会を行い、計画的に普及啓発を図る。

(2) 電子行政報告システムの構築

情報処理センターに集約される廃棄物情報を活用し、加入者の行政報告の簡便化を支援する仕組みを構築し、行政報告の合理化を推進する。

(3) 社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

紙マニフェストの情報を管理するシステムを活用している事業者、処理業者が多く存在することから、民間で開発・販売している種々の社内会計管理・廃棄物情報管理システムソフトについて、一体的使用がどの程度可能かについて、認証する仕組みの検討を行う。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

マニフェストとは

産業廃棄物の発生、運搬、処分の流れを排出事業者により自己管理させる目的で導入された。紙マニフェスト又は電子マニフェストにより、排出事業者が運搬・処分の完了を確認行政が事後的に産業廃棄物の流れを監視できる。

➡ 不適正処理の防止に効果的

電子マニフェスト

紙マニフェストに比した利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

普及状況

マニフェストの使用は年間4～5千万件。
うち、電子化比率2.5%
(16年度実績)
ハウスメーカー、大手製造業者、全国チェーンのリース業等で最近急速に普及

義務化の問題点

数的に多い中小・零細の排出事業者は、事業者ごとの排出量やマニフェストの使用件数は多くないため、電子マニフェストの普及が進んでいない。
排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者がすべて紙マニフェストによる社内管理体制を電子化対応に切り替える必要がある。

普及拡大

目標(平成20年度末における紙マニフェスト総件数の30%以上)

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、説明会等)
電子行政報告システムの構築
社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進